

「明日」かもしれない「いつか」のために、 今日から地震に備えよう

東日本大震災から5年が経過し、その間も日本のあちこちで地震が発生しています。今年4月の熊本地震では、震度7などの強い揺れに複数回見舞われた後も余震が頻発し、家屋の倒壊や避難生活の長期化などにより、多くの人が不自由な暮らしを強いられています。明日、起きるかもしれない大地震。自分のことは自分で守る「自助」の意識と行動で、みなさんの大事な命・財産・暮らしを守ってください。

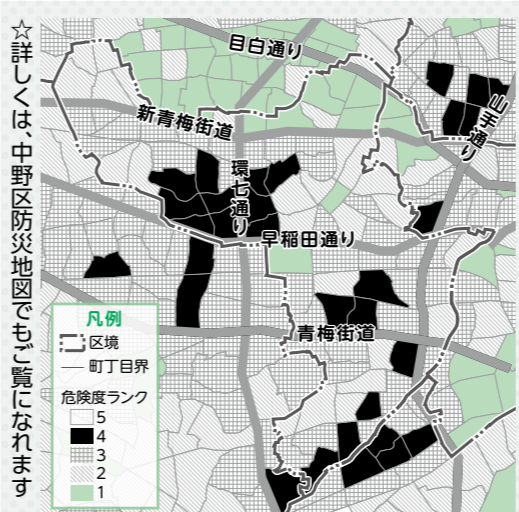
「地震に関する地域危険度」(平成25年9月、東京都)では、左図のように区内約2割の地域(町丁)が危険度ランク「4」でした(最も危険な「5」は該当なし)。これは、建物倒壊や火災の危険性の度合いに、災害時の避難や消火・救援活動の困難さを加味した相対的な危険度の高さを示しています。災害に強い都市基盤づくりとともに、みなさん一人ひとりの備えを進める必要があります。

大地震が起きたら 中野はどうなる



首都直下地震は、30年以内に70%の確率で発生すると予測され、いつ起きても不思議ではありません。「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月、東京都)によると、冬の夕方、秒速8mの風が吹く中での東京湾北部地震(マグニチュード7.3)では、震度6弱～6強の揺れによる次のような被害が想定されます。

- ◆死者214人(うち災害時要援護者125人)、負傷者2,415人
- ◆建物全壊2,241棟、火災による焼失建物7,000棟
- ◆避難者76,807人(うち避難生活者49,925人)、帰宅困難者58,123人
- ◆ライフライン支障率 電力17.7%、ガス40.1%～100%、上水道24.8%、下水道28.1%



熊本地震の現場に 職員を派遣しています

4月14日からの熊本地震の被害は、少なくとも死者49人、負傷者千600人以上、住宅全壊7千6百棟以上に上り(6月16日現在)、熊本県では最大で避難所数855カ所、避難者数18万3千人以上(4月17日午前9時半の時点)になりました。

中野区では、地震発生後、職員を現地に派遣して調査に当たり、本庁舎を使用できずに市民体育館を仮庁舎としていた熊本県宇土市からは要請を受けて常時2人を派遣。同市内での仮設住宅等の事務に従事する他、東京都と特別区との合同派遣では、熊本市内での被災証明の発行業務も行いました。

また、4月末には保健師3人を含む職員4人を派遣、熊本市の避難所で健康に不安がある方の相談を2日間、約70人の方からお受けしました。健康に不安のある方の多くは高齢者で、高血圧の方が多く、また睡眠を取れていない方も多かったようです。この時期の熊本は、天候によりかなり気温が高くなることがあり、避難所となっている体育館でも室温27度になったところもありました。職員は健康相談の他、熱中症予防のため、啓発のチラシ配布なども行いました。



▲宇土市役所



▲熊本市避難所に入り、健康調査、相談後まとめ

命と財産を守るための取り組み

今こそ本気で自助に取り組む①

1 建物の安全対策・耐震化のために

耐震化促進担当／9階

☎(03)2228(5)576
FAX(03)2228(5)471

☆不燃化特区(弥生町・大和町)内での建て替え補助増額の記事は、裏表紙をご覧ください



マンション耐震診断の助成が受けられます

区内の共同住宅の所有者の方は、昭和56年5月31日以前に建築された鉄筋コンクリート造や鉄骨造などの共同住宅について、耐震診断にかかる費用の助成を最大で750万円まで受けられます。対象建築物の建築年度や構造、延べ面積などを設計図書等で確認の上、耐震診断を実施する前に耐震化促進担当へ相談してください。

☆詳しくは、[区図](#)をご覧ください。耐震化促進担当へ問い合わせを

特定緊急輸送道路沿いの建築物は必ず耐震診断を

都は、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特に重要な道路を「特定緊急輸送道路」に指定しています。

これにより、区内の環状七号線、目白通り、青梅街道、新青梅街道、早稲田通りの一部、山手通りの一部に接し、昭和56年5月31日以前に建築され、地震時に倒壊すると道路を半分以上塞いでしまう建築物の耐震診断が義務となっています。

この耐震診断の費用について、区の助成をご利用ください。☆来年3月末までの事業完了が条件。詳しくは、耐震化促進担当へ問い合わせを

建築安全・安心担当／9階

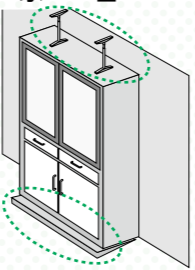
☎(03)2228(5)5908
FAX(03)2228(5)471

建築物は、維持管理を適切に行わないと、安全性が低下し、大きな事故を引き起こす危険性があります。この週間を機に、建築物を点検し、必要な防災対策を行いましょ。

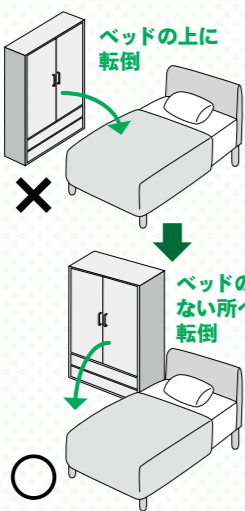
2 家の中を安全に

家具の固定などを

大きな地震では、重いテレビが宙を飛んだり本棚が倒れたりします。寝室や普段過ごす場所は特に、家具・家電を確実に固定し、万一倒れてもけがをしないように位置や向きを変えてください(↑イラスト参照)。また、ガラスが割れてもけがをしないよう、窓や食器棚などには飛散防止フィルムを貼りましょう。



壁や家具に穴を開けられない場合は器具を組み合わせて固定を(突っ張り式と下敷きストッパー式の例)



▲万一の転倒に備えて家具の向きを工夫しよう

火災を出さない備えを

地震の際は、揺れが収まった後に台所などを確認し、火の小さいうちに消火器やバケツなどで消火します。道路上の街頭消火器も使用できるので、設置場所を覚えておきましょう。

また、震災時に停電した状態で避難した後に電気が復旧した際、消えていると思っていた家電製品が再び作動し、火災となる場合も。この「通電火災」防止には、揺れを感じると自動的にブレーカーのスイッチが切れる「感震ブレーカー」が役立ちます。設置工事が必要なものから簡易型まで、家庭の状況にあわせて設置してください。

防災用品や消火器、感震ブレーカーを区であっせんしています

区内在住・在勤の方は、家具転倒防止器具や家庭用消火器の購入に、区のおっせんを利用できます。商品は、自宅や勤務先(中野区内に限る)に配送します。

また、感震ブレーカーのあっせんでは、通常価格より2万円程度安く設置工事ができます。工事不要で比較的安価な簡易型のあっせんもあります。種類や価格などについて詳しくは、区役所、区民活動センター、区役所一階総合案内、同8階地域防災担当まで配布している案内をご覧ください。



▲感震ブレーカーもあっせんできず

☆区役所や消防署の職員が訪問販売を行うことはありません。悪質な訪問販売には、ご注意ください。